

墨田区景観条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年12月12日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第34号

墨田区景観条例の一部を改正する条例

墨田区景観条例（平成21年墨田区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第8条第3項第2号」を「第8条第4項第2号」に改める。

第22条中「第8条第2項第3号」を「第8条第2項第2号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。